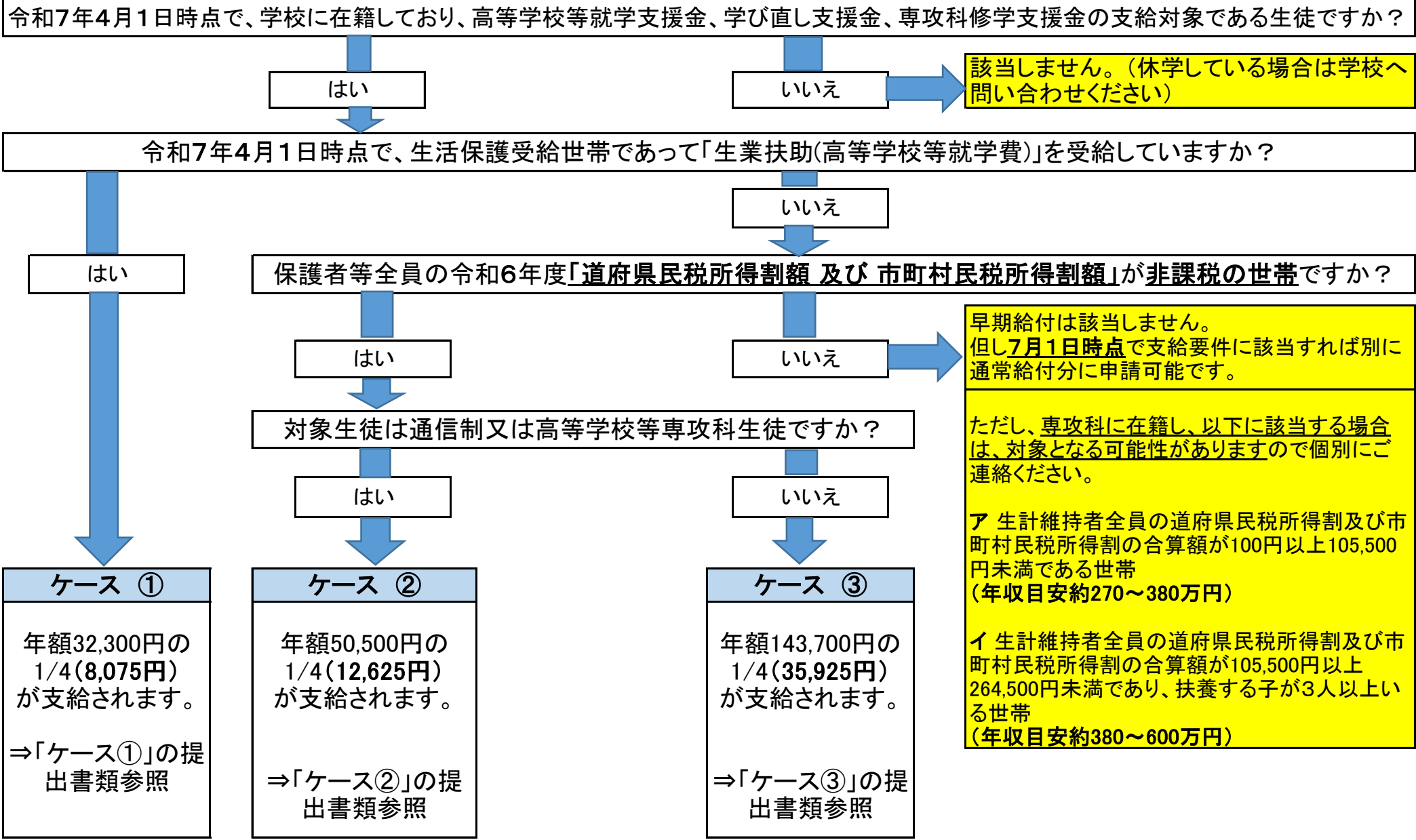


○対象者及び給付額について（早期給付）



○提出書類について（早期給付）

- ケース①(提出書類):生活保護受給世帯

 - ・ 茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書(早期給付)
 - ・ 口座振替依頼書
 - ・ 通帳の写し（金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること）
 - ・ 令和7年4月1日現在、生活保護（生業扶助の高等学校等就学費）を受給していることが確認できる書類（生活保護受給証明書など）
 - ・ 在学証明書
- ケース②（提出書類）：生徒が通信制又は専攻科に在籍する非課税世帯の場合

 - ・ 茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書(早期給付)
 - ・ 口座振替依頼書
 - ・ 通帳の写し（金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること）
 - ・ 全保護者等の「令和6年度(非)課税証明書」
 - ・ 個人対象要件証明書（専攻科在籍の生徒のみ）
 - ・ 在学証明書
- ケース③（提出書類）：生徒が全日制や定時制（通信制・専攻科以外）に在籍する非課税世帯

 - ・ 茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書(早期給付)
 - ・ 口座振替依頼書
 - ・ 通帳の写し（金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること）
 - ・ 全保護者等の「令和6年度(非)課税証明書」
 - ・ 在学証明書

<注意事項>

- ・ 上記提出書類のほか、認定処理のため追加の書類提出を求める場合があります。
- ・ 申請をする場合、令和6年度(非)課税証明書は、保護者等全員分が必要であり、控除対象配偶者でも省略できません。